

大洲発電所ほか2発電所の電力売却に係る仕様書

令和8年 月
福岡県企業局

第1章 総則

1-1 適用

この仕様書は、福岡県企業局（以下「企業局」という。）が大湊発電所ほか2発電所で発電する電力の売却に係る契約（以下「本契約」という。）に適用する。

1-2 電力の売却及び契約対象となる発電所

企業局は、次に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、企業局が必要とする所内消費電力等を除く全量（以下「受給電力量」という。）を買受人に売却する。

発電所名	所在地	型式	運用形態	最大出力
大湊発電所	福岡県八女市黒木町北大湊字道の上 807-4 番地	ダム式	ピーク	7,500kW
木屋発電所	福岡県八女市黒木町北木屋字寄 2819-2 番地	ダム水路式	連続	7,500kW(※)
ちくし発電所	福岡県那珂川市大字五ヶ山字下北川 908-8 番地の地先	ダム式	連続	550kW

※ 受託発電分の 1,500kW を含む。

1-3 契約期間及び受給期間

契約期間：契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

受給期間：令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 12 年 3 月 31 日 24 時まで

1-4 受給電力量

(1) 予定売却電力量

過去 30 年間の発電実績に基づき算定した予定売却電力量を次表に示す。

本発電所は水力により発電を行うことから、気象状況等により受給電力量が変動する特性がある。このことから実際の売却に当たっては、受給電力量を保証するものではない。予定売却電力量と比較して増減する場合は、受給電力量を購入するものとする。

令和9年度

(kWh)

月	大湊発電所	木屋発電所	ちくし発電所	計
4月	1,445,000	2,774,000	115,000	4,334,000
5月	2,095,000	3,498,000	150,000	5,743,000
6月	2,151,000	3,902,000	142,000	6,195,000
7月	2,352,000	3,869,000	189,000	6,410,000
8月	1,790,000	3,443,000	177,000	5,410,000
9月	1,848,000	3,425,000	158,000	5,431,000
10月	1,218,000	2,353,000	97,000	3,668,000
11月	171,000	382,000	71,000	624,000
12月	332,000	544,000	79,000	955,000

1月	648,000	1,265,000	72,000	1,985,000
2月	624,000	1,215,000	57,000	1,896,000
3月	967,000	1,867,000	79,000	2,913,000

令和 10 年度

(kWh)

月	大湊発電所	木屋発電所	ちくし発電所	計
4月	1,459,000	2,790,000	117,000	4,366,000
5月	2,142,000	3,560,000	150,000	5,852,000
6月	2,144,000	3,914,000	139,000	6,197,000
7月	2,355,000	3,873,000	186,000	6,414,000
8月	1,797,000	3,443,000	174,000	5,414,000
9月	1,854,000	3,422,000	156,000	5,432,000
10月	1,242,000	2,390,000	97,000	3,729,000
11月	177,000	392,000	71,000	640,000
12月	334,000	546,000	83,000	963,000
1月	644,000	1,258,000	72,000	1,974,000
2月	624,000	1,211,000	56,000	1,891,000
3月	954,000	1,840,000	78,000	2,872,000

令和 11 年度

(kWh)

月	大湊発電所	木屋発電所	ちくし発電所	計
4月	1,430,000	2,738,000	112,000	4,280,000
5月	2,102,000	3,513,000	145,000	5,760,000
6月	2,172,000	3,936,000	137,000	6,245,000
7月	2,332,000	3,849,000	183,000	6,364,000
8月	1,760,000	3,402,000	171,000	5,333,000
9月	1,816,000	3,371,000	151,000	5,338,000
10月	1,250,000	2,401,000	96,000	3,747,000
11月	181,000	398,000	71,000	650,000
12月	300,000	484,000	76,000	860,000
1月	588,000	1,162,000	64,000	1,814,000
2月	607,000	1,170,000	52,000	1,829,000
3月	947,000	1,821,000	72,000	2,840,000

(2) 過去の送電電力量実績

令和7年度の時間帯別発生電力量実績（所内電力等を含む。）を「別紙1」に、令和7年度までの過去10年間の月別送電電力量実績（所内電力等を除く。）を「別紙2」に示す。

(3) 受給電力量の計量

受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。なお、売却電力量に1キロワット時未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入するものとする。電力量計の施設箇所と受給地点の電圧が異なる場合は、計量値に一般送配電事業者が定める送変電損失率を乗じたもの（1kWh未満は切り捨てる。）を控除した電力量を受給電力量とする。

電力量計の計量は、原則として毎月末日24時に行うものとし、買受人は、一般送配電事業者から通知された計量値を、速やかに企業局に通知するものとする。

なお、一般送配電事業者から同者所有の電力量計の取替えを要求された場合は、原則として企業局が取替費用を負担して対応する。

(4) 売却電力量の計量の期間

毎月1日の0時から同月末日の24時まで

1-5 発電見込み

(1) 発電見込みの通知

企業局は買受人に対し、次表に定める予測値（以下「発電見込み」という。）を通知する。買受人は企業局に対して発電見込み作成の指針を提示し、企業局はこれに配慮する。発電見込みの通知方法については、買受人指定のフォーマットを使用し、電子メールを原則とする。発電見込み通知後の買受人の都合による発電パターンの変更は行わない。

なお、逆調整ダムの松瀬ダム及び上流の日向神ダムの運用等による流量の増減等により電力量が変更することから、通知した発電見込みと実績値は相違することがある。

通知期限	通知内容
前日の13時頃まで	翌日の発電時刻、発電出力

(2) 発電見込みの調整

企業局は、(1)の発電見込みの通知以降においても、当日の天候、ダム流入量の増減又は地元関係者との調整若しくは電力ひっ迫に伴うピークシフトなどの社会的要請を受けて発電パターンを調整する場合は、事前に通知するものとする。

1-6 発電停止及び出力制限

企業局は、次に掲げる事由により、発電見込みの通知以降においても、発電パターンを変更できるものとするが、可能な範囲において、発電停止または出力制限時間の縮小や事前の通知に努めるものとする。ただし、発電施設、送配電施設等の突発的な事故及び故障や異常出水による発電停止が発生した場合は、事後速やかな通知に努めるものとする。

(1) 本発電所の施設、設備の故障等

(2) 放流設備又は取水設備等の故障または故障に伴う点検等

- (3) 発電機、水車及び付帯設備の故障または故障に伴う点検等
- (4) ダム流入量や河川の流量変動に対する対応
- (5) 送電線、配電線の突発的な事故及び故障に起因する発電停止または出力変更
- (6) 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、河川管理者等の要請に起因する発電放流の変更
- (7) 一般送配電事業者の指示等に基づく発電停止または出力変更
- (8) その他保安上必要であると判断した場合

1-7 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、本発電所設備の保全及び維持のために、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停電作業等」という。）ができるものとし、1-3の受給期間における1日以上の上の停止を伴う停電作業等の予定を以下に示す。

定期点検等の実施に当たって、企業局は発電停止日時を原則として買受人へ事前に通知することとし、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小に努めるものとする。

なお、設備の故障や不具合対策等による停電作業等の追加や期間の変更等が発生する場合がある。

○定期点検

大淵発電所	例年 11 月上旬～12 月下旬
木屋発電所	//

1-8 発電バランシンググループ

企業局は、1-3に定める受給期間において、買受人が設定する発電バランシンググループに所属するものとする。なお、企業局は発電バランシンググループ加入に係る経費を負担しない。

また、企業局が1-5に基づき通知した発電見込みと発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、企業局及び買受人ともに、その差分を根拠とした料金（以下「インバランス料金」という。）の請求は行わないものとする。

発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、企業局及び買受人間において当該料金の精算は行わないものとする。

第2章 電力量料金等

2-1 電力量料金の算定

買受人が企業局に支払う毎月の電力量料金は、次の(1)から(2)までに定める算定方法により算定した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」という。）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 電力量料金は、受給電力量に電力量料金単価を乗じた金額とする。ただし、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数計算を切り捨てるものとする。

(2) 企業局は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに買受人にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における電力量の算定は、その都度、企業局と買受人との間で協議の上決定するものとする。

(3) 消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。

2-2 電力量料金の支払

企業局は2-1により算定された電力量料金を計量日の翌月15日までに買受人に対し請求関係書類をもって請求し、買受人は末日（以下「支払期日」という。）までに企業局に支払うものとする。

支払期日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、支払期日を金融機関の翌営業日とする。

なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて、福岡県延滞金徴収条例（昭和39年4月1日条例第14号）第2条に規定する割合で計算した延滞利息を2-1により算定された電力量料金に加算して支払う。ただし、16日以降に請求書を受領した場合の延滞利息の起算日は、請求書を受領した日の翌日から16日を経過した日とする。

2-3 非化石価値の取扱い

本発電所の売却する電力には、令和2年4月発電分より非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値の付加価値（以下「非化石価値」という。）を含むものとする。

企業局は、非化石価値に関して、認定等に必要となる手続き及び費用の負担を行うものとし、買受人は認定等に必要となる作業に協力するものとする。

なお、非化石価値に関する法令等の改正などにより見直し等の必要が生じた場合は、その取扱いについて企業局と買受人で協議のうえ定めるものとする。

2-4 容量市場の取扱い

(1) 容量市場収入の取扱い

企業局と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により企業局が得る収入については、この受給契約による収入との精算は行わない。

(2) 容量市場の契約内容

本入札の参加資格を有すると通知された者に提示する。

(3) 容量市場に係る企業局への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関と企業局との容量確保契約に基づき、企業局に課されるリクワイアメント（容量提供事業者に求められる要件）及びアセスメント（リクワイアメントの達成状況の確認・評価）について理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うこと。

(4) 実受給期間中の経済的ペナルティ

買受人の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生した場合、その容量市場の経済的ペナルティは、買受人が負担するものとする。その算定については、企業局と買受人との協議により決定する。

2-5 発電側課金の取扱い

買受人は、本発電所を有する企業局に対して、一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）と同額を発電側課金相当額として2-1により算定される電力量料金に加算した金額を支払うものとする。なお、系統連系受電サービス料金相当額は、消費税等相当額を含むものとする。

買受人は、発電側課金を企業局に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務について、企業局から無償で受託するものとする。その他具体的な精算に関する事項は、協議により定めるものとする。

発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、協議により定めるものとする。

第3章 その他

3-1 託送供給等の契約

買受人は、本契約の電力の売却が延滞なく行えるよう、買受人の負担及び責任において一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく必要な手続きを速やかに行うものとする。

また、企業局に対し、買受人と一般送配電事業者との託送供給等契約書等の写しを提出するものとする。

なお、「発電量調整供給契約」に伴い、本発電所は、本契約の範囲内において買受人が設定する発電バランスンググループに所属する。

(1) 受給電力量の遠隔計量（自動検針）

買受人の負担により、本発電所内に新たに設備等を設置して、受給電力量の遠隔計量（自動検針）を行う場合は、事前に一般送配電事業者と協議して実現の可否を確認することとし、協議の結果、実施することとなった場合は、併せて企業局の承諾を受けること。ただし、契約期間満了又は本契約の解除後は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

なお、責任分界点及び保守分界点は一般送配電事業者と協議の上、決定し、企業局に通知すること。

(2) 契約期間満了又は解除時における引継事務

買受人は、契約期間満了又は本契約の解除があった場合には、次に企業局と本契約を締結する者に対して、上記の名義の変更等、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

3-2 記録

企業局及び買受人は、受給電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、それぞれの要請によりその写しを送付するものとする。なお、企業局が保有する電力量に係るデータは30分値データである。

3-3 守秘義務

(1) 契約履行上知り得た機密

企業局及び買受人は、本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了又は本契約の解除後においても同様とする。ただし、企業局が決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合は、この限りではない。

(2) 契約図書等の取扱い

買受人は、契約図書及び関係図書を本契約の履行以外の目的で第三者に使用させ、またはその内容を伝達してはならない。ただし、あらかじめ企業局の承諾を得た場合はこの限りではない。

3-4 契約条件

一事業年度に1回、企業局が指示したときに買受人は次の書類を企業局に対し提出するものとする。また、買受人は、企業局の求めに応じ、企業局が実施する提出資料等に関する調査に協力するものとする。

(1) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に規定する発電月報

(2) その他、企業局が指示する書類

3-5 法令等の遵守

買受人は、本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守するものとする。

3-6 運用申合せ書の提出

本契約に関する運用については、企業局及び買受人は双方協議して定めるものとし、必要な場合は買受人が運用申合せ書を作成するものとする。

3-7 疑義の決定等

本仕様書の各条項に疑義が生じた際には、企業局及び買受人は双方協議し、定めるものとする。